

6. 3 憲法をいかす福島県民集会アピール

日本国憲法は今年で施行76年となりました。わたしたち「憲法をいかす福島県民の会」は、本日憲法をいかす福島県民集会を開催し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三大原則とする日本国憲法の下に、権力の暴走を押さえ、戦争への道を許すことなく今日に至っていることを改めて確認しました。

しかし、国際情勢をみると、少なからぬ国々と地域で戦火はやまず、昨今はわたしたちの日本でも「新たな戦前」という言葉が現実味をもって語られる時代になっています。

昨年2月、ロシアは2度にわたる世界大戦を経て人類が獲得した国連憲章の「国際紛争を平和的に解決する原則」に反し、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。このウクライナでの戦争は多くの人々の犠牲を伴いながら、1年以上をすぎてもいまなお収束の兆しがありません。ロシア軍の即時撤退・停戦が切実にのぞまれています。逆に東アジアでもこれを口実とした軍事的緊張が強まっています。

岸田政権は昨年末、「台湾有事」などの危機をあおりながら、閣議決定のみで「安保3文書」採択を強行し、軍事費の対GDP比2%、5年間で43兆円という異常な軍拡を企て、従来からの「専守防衛」原則を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有と南西諸島のミサイル基地建設強化をめざすなど、日米同盟を支えに、戦争する国への道を突き進んでいます。

憲法9条にもとづいた外交努力による近隣諸国との友好共存関係の積み上げを怠り、列強との軍事同盟や軍事協力を強化し、軍事力を強化して緊張をあおり立て、いたずらに他国を誹謗し、戦争の危機をあおり立てるこの道は、日本を際限のない軍拡競争にひきずりこみ、やがて壊滅的な戦争の勃発を招きかねないものです。この道は日本がかつて歩んだ道に他なりません。

いま通常国会では、衆参両院で3分の2の議席を占めるに至った改憲勢力によって憲法審査会がひんばんに開催され、憲法への自衛隊の明記や緊急事態条項の新設など、憲法改悪への議論が強引に進められています。

わたしたちは現在の審査会の論議が、戦争の危機をあおりながら進められている軍事大国化、「戦争する国」づくりの正当化のため、性急な憲法改定のみを求めるものとなり、憲法が示す平和・人権・民主主義の理念の実現を真剣に議論するものになっていないことを深く憂慮します。

また、国と東電の地下水対策の失敗によって、福島第一原発に大量に溜まってしまった「ALPS処理水」が、「関係者の理解なしに、いかなる処分もしない」との約束をやぶって海洋放出されようとしています。さらに、福島原発事故がなかったかのように原発再稼働・次世代原子炉開発を含む「原発回帰のGX方針」が出されました。これは福島県民の平和的生存権を否定する「憲法問題」です。

これ以上憲法破壊の政治を許さないためにも、わたしたち一人ひとりの役割が一層大切になってきています。わたしたちは、県内各地、各団体、職場からの学習及び運動を進め、人権と平和、そして民主主義を否定する岸田政権を止めるとともに、改憲改悪を阻止するための運動を展開します。一人ひとりの命と生活を大切に政治が行われるよう、一人でも多くの人々が日本国憲法を「まもる」「いかす」、憲法の理念を具体化していくことを呼びかけます。

2023年6月3日